

議案第 22 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 26 年 3 月 27 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成 22 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 教育総務部総務課の表中「教育総務部総務課」を「教育総務部教育総務課」に改め、同表 3 の項第 9 号中「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

別表第 2 教育総務部生涯学習課の表 1 の項並びに 2 の項第 1 号及び第 2 号中「上尾市民ギャラリー」を「上尾市ギャラリー」に改める。

別表第 2 学校教育部指導課の表 3 の項第 3 号中「原級留意」を「原級留置」に改める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局における組織の名称を変更することに伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。